

オフィスビルのリフォーム支援

『オフィスリノベーション補助金』

新潟市では、市内に進出する情報通信関連企業や本社機能を移転する企業のオフィスビル入居に合わせて、OAフロア化やトイレ改修を支援する制度を設けています。

◆ 対象者

オフィスビルの所有者等（新規入居企業との共同申請）

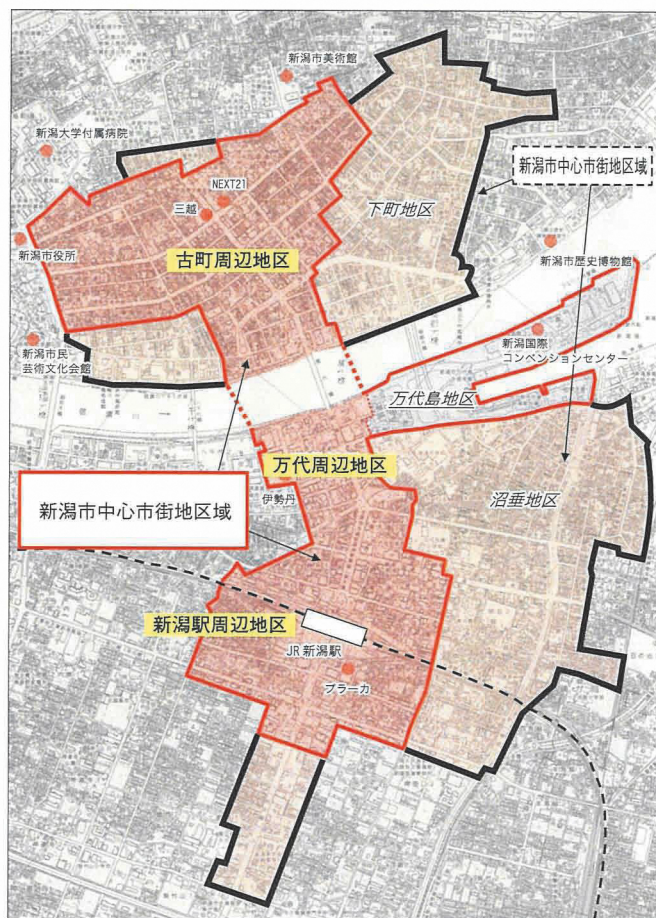
◆ 対象地域

新潟市中心市街地域（古町・万代・新潟駅周辺地区等）

※図に示す、新潟市オフィスリノベーション補助金交付要綱第2条1項に定める特定地域

◆ 対象要件

- (1) 図に示す対象地域に、入居予定企業とオフィスビル等にかかる賃貸借契約を締結し、かつ、当該入居予定企業が当該オフィスビル等のOAフロア化、トイレの新設・改修の後に入居すること。
- (2) 当該入居企業はデジタル・イノベーション企業立地促進補助金又は本社機能施設立地促進事業補助金の対象企業とする。
- (3) 100坪以上／階層のオフィス等で、一定の連続性が認められるオフィス部分の延床面積が50坪以上の賃貸契約の範囲とする。
- (4) 補助金の交付指定の決定を受けた後に改修等に着手すること。



◆ 申請窓口

制度については、下記窓口にお問い合わせください。

新潟市経済部企業誘致課

〒951-8554

新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル5階

TEL: 025-226-1689(直通)

E-Mail : kigyo@city.niigata.lg.jp

新潟市 企業立地

検索

◆ 補助対象経費

OAフロア化、トイレの新設・改修

(1階層100坪以上のオフィス等において、50坪以上の賃貸契約部分)

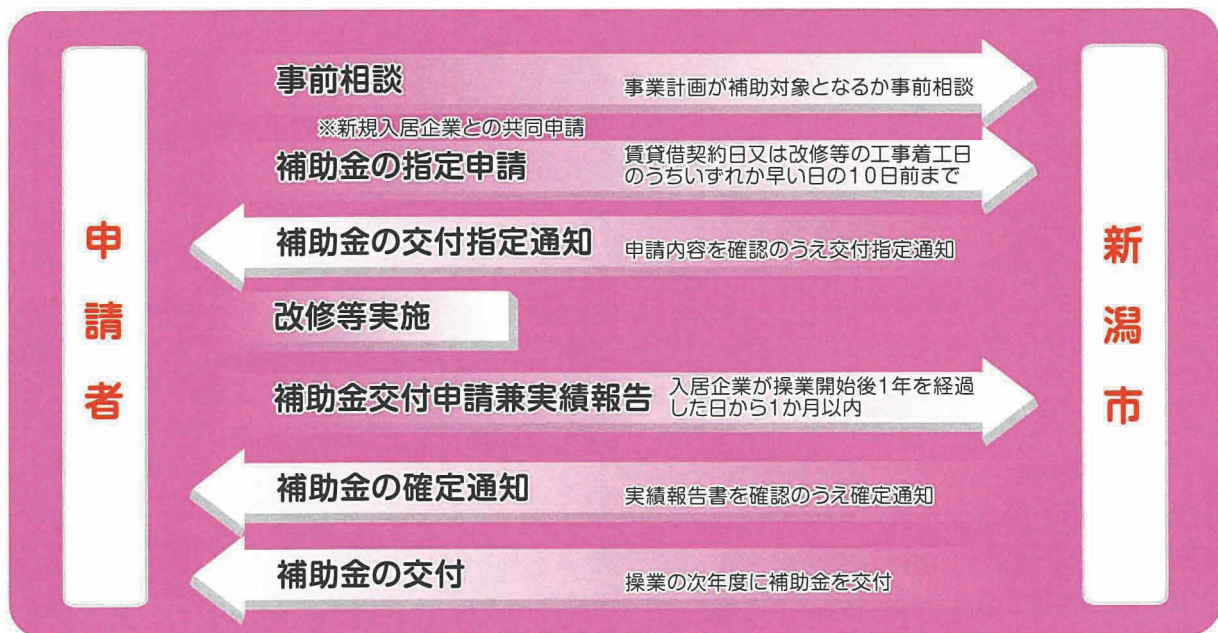
◆ 補助率

補助対象経費の1/4以内(消費税額除く)

◆ 限度額

500万円(千円未満切り捨て)

◆ 手続きの概要



◆ 提出書類

指定申請		交付申請	
申請期限	提出書類	申請期限	提出書類
賃貸借契約日 又は改修等の 工事着工日の うちいずれか 早い日の 10日前まで	(1)補助金交付指定申請書 (2)改修等事業計画書 (3)改修等に関する配置図、 設計図、予定価額を 明らかにする書類及び その明細書(写し) (4)賃貸借契約書(案)(写し) (5)登記事項証明書(法人) 又は住民票写し(個人) (6)改修等を行う建物の 登記事項証明書 (7)最新の決算書(写し) (法人の場合) (8)工事予定箇所の全景 及び現況を示す写真 (9)暴力団等の排除に関する 誓約書 兼 同意書	入居企業が 操業開始後 1年を経過 した日から 1か月以内	(1)補助金交付申請書 兼 実績報告書 (2)改修等事業報告書 (3)契約書等改修等に要した 価額を明らかにする 書類及びその明細書(写し) (4)改修等の費用の 請求書・領収書(写し) (5)改修等の完了を明らかに する書類(写し) (6)賃貸借契約書(写し) (7)改修等の工事現況写真 (8)改修等の完了後の写真

※平成25年4月1日から新潟市暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団ではない旨の誓約書 兼 同意書の提出をお願いしています。